



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.  
okamoto-pat.jp/

2020 JULY / 231号

## ★ 商標の顕著性(6) ★

顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるため、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
無効 2018-890075	森の教会 (標準文字)	第 45 類「婚礼(結婚披露を含む。)のための施設の提供、結婚式・結婚披露宴の企画・運営又は開催」	有	職権において調査するも、本件商標の登録査定時において、「森の教会」の語が、本件商標に係る役務の提供の場所あるいは質等を直接的かつ具体的に表すものとして、業界において、取引上普通に使用されていると認めるに足る証拠は見いだせなかった。
不服 2019-10705	時短 (標準文字)	第 5 類 「薬剤」	有	「時短」の文字は、「時間短縮の略」の意味を有する語として認識されているものであるとはいえるものの、本願の指定商品「薬剤」との関係においては、原審説示の意味合いを直ちに認識させるとはいいい難いものである。
不服 2019-9505	むこうがおか クリニック (標準文字)	第 44 類 「医業, 医療情報の提供, 健康診断, 調剤」等	有	本願商標の構成中、「むこうがおか」の文字部分は、川崎市の一定地域などの特定の地域の名称として知られているとはいいい難く、また、「クリニック」の文字部分は、「診療所」の意味を有する語として知られているとしても、両語を組み合わせた「むこうがおかクリニック」の文字全体からは、固有のクリニック(診療所)の名称を表したものと理解されるというべきである。
不服 2019-10706	ご当地培養土 (標準文字)	第 1 類「培養土」	有	商品の販売に当たっては、…特定の土地や地域との関連を示す表記を特長としてうたう商品が一般に販売されているといった実情は見受けられない。
不服 2019-3978	健診結果データ バンク (標準文字)	第 44 類 「健康診断情報又は医療情報の管理及び分析, 健康診断情報又は医療情報の分析結果の提供」	無	本願商標をその指定役務中の「健康診断情報の管理及び分析, 健康診断情報の分析結果の提供」に使用したときは、これに接する取引者, 需要者は, その役務が「健康診断結果の情報(データ)を管理, 分析したり, その分析結果を提供したりする事業(サービス)」つまり単に役務の質を表したものと理解するとどまり, 自他役務の識別標識としては認識し得ないものといわざるを得ない。

(裏面へ続く)

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2019-6114	空調ベスト (標準文字)	第 25 類 「通気機能を備えたベスト」	無	取引の実情をみても「空調ベスト」や「空調ベスト」と称するような空気調節機能を備える服(ベスト)が取引、紹介されている実情があることを踏まえると、本願商標に接する需要者は「空気調節(機能を備えた)ベスト」程の意味合いを容易に認識することができるというべきである。
不服 2019-2233	壺プリン (標準文字)	第 30 類 「プリン、プリン風味の菓子及びパン」	無	「壺プリン」の文字からなる本願商標をその指定商品である「壺を容器とするプリン」に使用しても、これに接する取引者、需要者は、壺型の容器に入れられたプリンであること、すなわち、商品の品質を表したものとして理解、認識するにとどまり、商品の出所を表示する標識又は自他商品の識別標識として認識することはないとみるのが相当である。 (中略) 使用商品は、2008 年以降、請求人店舗やインターネットショッピングモールを通じて販売され、その累計個数が 1800 万個を超えており、また、様々なメディアで紹介されているとしても、需要者は、「神戸フランチ」「神戸魔法の壺プリン」「魔法の壺プリン」との表示により、商品の出所が請求人であることを認識していると認められ、「壺プリン」の標章のみによって、その出所が請求人であると認識しているとは認められない。
不服 2019-4397	こねこかふえ (標準文字)	第 43 類 「バー及びナイトクラブにおけるアルコール飲料の提供」 (減縮補正後)	有	本願商標は、「こねこかふえ」の文字からなるところ、その構成中の「こねこ」の文字が小さい猫を意味する「子猫」を平仮名表記したものであり、「かふえ」の文字が「コーヒー店、喫茶店」を意味する「カフェ」を平仮名表記したものであって、「飲食物の提供」の役務の分野において、「子猫と触れ合うことができるカフェ」程の意味合いを認識させる場合があるとしても、補正後の本願の指定役務である「バー及びナイトクラブにおけるアルコール飲料の提供」の役務との関係においては、その役務の質を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引者、需要者に認識されるとはいいい難いものである。